

令和2年第9回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和2年9月25日							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 第1会議室							
開 会	令和2年9月25日 午後3時15分							
閉 会	令和2年9月25日 午後4時43分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	出席		大塚 明夫	出席	荒川 功	出席
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	出席	栗原 弘喜	出席
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	出席	細野 清	出席
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	出席	新井 浩一	出席
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	出席	大賀 文吉	出席
	6	武井 正光	出席		矢部 英利	出席	金子 俊昭	出席
	7	島田 豊	出席		加藤 勇	出席	飯野 義男	出席
	8	加藤 豊	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	酒卷 貞夫	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	出席		
	11	小林 町子	出席		金子 善行	出席		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	出席		
13	川邊 晃	出席	新井 清作	出席				
議事録署名人		藤井 廣一 ・ 武井 正光						
議事参与		堀越 延年 ・ 野本 佳永						
書 記		榎 友美						

会議事件名

- 議案第32号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第33号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について
- 議案第35号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について

顛末

開会 午後3時15分

- 【会長代理】** これより、令和2年第9回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。
- 【議長】** 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。
- 【事務局】** 訂正はありません。
- 【議長】** 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号5番 藤井 廣一 委員・番号6番 武井 正光 委員にお願いします。
- これより議案審議に入ります。
議案第32号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。
事務局より議案説明をお願いいたします。
- 【事務局】** それでは、議案について説明します。
議案第32号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 2件 2筆
- 番号27 (受人)
(渡人)
- 受人は〇〇地区で稲作を中心とした経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は790日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は9,714.12アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約3.5キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
- 【議長】** 事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説

	明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【薊 勇 農業委員】	番号27について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【中根新一 推進委員】	番号27について調査してまいりました。受人は〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号28について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号28 (受人) (渡人) 受人は〇〇地区で稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は720日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は374.63アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【川邊 晃 農業委員】	番号28について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井憲一 推進委員】	番号28について調査してまいりました。受人は〇〇地区における農業者です。今回、本申請地を譲り受けることにより、〇〇区域内の農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第32号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第32号について原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第33号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。</p> <p>本議案には〇〇〇〇農業委員が渡人となっている案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりますので、〇〇〇〇農業委員は、当該議案の審査開始</p>

	<p>から終了まで退席していただきます。</p> <p>(〇〇〇〇農業委員の退室)</p> <p>事務局より議案説明をお願いいたします。</p>									
<p>【事務局】</p>	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第33号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <table border="0"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>5件</td> <td>6筆</td> </tr> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>2件</td> <td>2筆</td> </tr> </table> <p>番号40 (受人) (渡人)</p> <p>受人は、現在市外で売電気事業等を営んでおりますが、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、今回、太陽光発電設備の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネルを280枚設置し、発電の規模は89.6kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。</p>	所有権の移転	5件	6筆	賃借権の設定	1件	1筆	使用貸借権の設定	2件	2筆
所有権の移転	5件	6筆								
賃借権の設定	1件	1筆								
使用貸借権の設定	2件	2筆								
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>									
<p>【酒巻貞夫 農業委員】</p>	<p>番号40について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電施設を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>									
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>									

<p>【荒川 功 推進委員】</p>	<p>番号40について調査してまいりました。申請地には太陽光発電設備を設置するというのですが、隣接する農地との境界にはマウントアップを行い、安全対策としてフェンスを設置し、申請地には防草シートを敷きます。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【酒巻 貞夫 農業委員】</p>	<p>日高市では市長が認めた場合は太陽光発電施設を許可しない場合があるとのことだが鴻巣市ではどう考えているのか？</p>
<p>【事務局】</p>	<p>山間部では山が削られて太陽光発電施設が設置されることが多く、土砂の流出等が問題になっていると聞いたことがあります。鴻巣市は平地で遊休化された農地に設置される場合が多く、特に苦情もありません。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございます。次に番号41について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号41（受人） （渡人） 受人は、現在市内の実家に家族5人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の妻の母の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会を担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【川邊 晃 農業委員】</p>	<p>番号41について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという一方で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>

【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井清作 推進委員】	番号41について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号42ですが、番号43と受人及び転用目的が同一案件のため一括にて審議します。それでは、事務局より内容説明をお願いいたします。
【事務局】	番号42 (受人) (渡人) 番号43 (渡人) 受人は、現在市外で薬局を運営しています。隣接する病院から新規薬局開設の相談を受け、また地域において日常生活上必要な施設として薬局の新設を計画し、土地を探したところ、番号42の申請地については譲り受ける話がまとまり、番号43の申請地については、借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【藤井廣一 農業委員】	番号42、43について調査してまいりました。申請地は〇〇〇〇〇を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。薬局を建設するという一方で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと

	判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【矢部英利 推進委員】	番号42、43について調査してまいりました。申請地には薬局を建築するということですが、隣接農地との境界には地先ブロック及びフェンスを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、排水については合併浄化槽にて処理した後、隣接する水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻貞夫 農業委員】	都市計画の区域（用途規制）の対象にはならないのか。また、転用目的は調剤薬局かドラッグストアなのか。
【事務局】	都市計画の区域でなく、転用目的は薬局でございます。
【議長】	ありがとうございます。次に番号44について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号44（受人） （渡人） 受人は、現在市内の住宅に家族4人で暮らしております。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、現在の住宅敷地が全筆収用されることになり、代替地として移転先を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和2年6月29日付けで農用地区域から除外されています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。

【渡邊秋夫 農業委員】	番号44番について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇〇区域担当の推進委員の方から意見を願います。
【武井正夫 推進委員】	番号44について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路内排水管に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号45について内容説明を事務局に願います。
【事務局】	番号45 (受人) (渡人) 受人は、現在市外の借家に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、受人の父の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方から願います。
【島田眞佐 雄農業委員】	番号45について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る

	土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【飯野義男 推進委員】	番号45について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築することですが、隣接農地との境界には素掘りを行います。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号46について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号46 (受人) (渡人) 受人は、現在市外の借家に家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。
【川邊 晃 農業委員】	番号46について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集

	<p>団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を設置するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【荒川 功 推進委員】	<p>番号46について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するという事ですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号47について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号47（受人） （渡人）</p> <p>受人は、現在市内の実家に家族5人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を〇〇地区審査委員会の担当農業委員の方からお願いいたします。</p>
【酒巻貞夫 農業委員】	<p>番号47について調査してまいりました。申請地は、鴻巣市〇〇〇〇を中心とする半径500メートル以内の円で囲まれる区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供</p>

	<p>することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅の建築及び道路後退用地として転用するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に〇〇区域担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【荒川 功 推進委員】	<p>番号４７について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界には土留めをします。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第３３号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３３号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。</p> <p>(〇〇〇〇農業委員の入室)</p> <p>続きまして、議案第３４号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について上程いたします。本議案には〇〇〇〇農業委員の配偶者、〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員の親族、〇〇〇〇〇推進委員が賃借権等の設定を受ける者となっている案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により農業委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、</p>

	<p>農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、該当の委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員の退出)</p> <p>それでは、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>								
【事務局】	<p>議案第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について説明いたします。</p> <p>今回、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について、</p> <p>〇〇〇〇 外38名より</p> <table border="0"> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>39件</td> <td>311筆</td> <td>292, 216㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>3件</td> <td>14筆</td> <td>13, 529㎡</td> </tr> </table> <p>の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。</p> <p>なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>	賃借権の設定	39件	311筆	292, 216㎡	使用貸借権の設定	3件	14筆	13, 529㎡
賃借権の設定	39件	311筆	292, 216㎡						
使用貸借権の設定	3件	14筆	13, 529㎡						
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>								
【酒巻貞夫 農業委員】	<p>賃借料の米30キロの算出方法は。〇〇〇〇〇〇〇〇地域名 〇〇〇の賃借料の相当額3,000とは。賃借料は不当な額での貸し借りはないのか。</p>								
【事務局】	<p>賃借料の米30キロの算出方法は。については調査し次回定例会に回答します。〇〇〇〇〇〇〇〇地域名〇〇〇の賃借料の相当額3,000円についてですが田が6,000円程度で畑が3,000円なっています。賃借料は不当な額での貸し借りはないのかについてですが、賃借料は地域での話し合いにより定められますので不当な額はありません。</p>								
【中島栄司 農業委員】	<p>〇〇地域はまだ農地中間管理事業は行っておらずこれからになりますが、賃借料について中間管理機構は関与していますか、また水利費等は関係していますか。物納もあるようなことを聞きますが。</p>								

【事務局】	中間管理事業の賃借料はあくまで水利費も含みながら地域の話合いで決めています。なお、農地の集約・集積化の推進のため物納はありません。
【議長】	ありがとうございます。採決を行います。議案第34号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	全員賛成ですので議案第34号は原案のとおり承認いたします。 (指名された委員の入室)
【議長】	続きます、議案第35号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について上程いたします。本議案には〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇〇推進委員が売主及び事業計画者となっている案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、〇〇〇〇推進委員・〇〇〇〇〇推進委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。 (〇〇〇〇推進委員・〇〇〇〇〇推進委員の退室) それでは、事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第35号 鴻巣農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により「農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聞くものとする」と規定されております。当農業委員会は「農業振興地域に関するガイドライン第11」に基づき、本市整備計画の推進に必要な農地の流動化等の農地の利用関係の調整、集団化等の構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう意見を付するものです。なお、詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。

<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。鴻巣市では農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催しております。内容については、事務局である農政課から説明をお願いいたします。</p>
<p>【農政課】</p>	<p>農業振興地域の農用地区域内の農地を農用地以外の用途に供する場合には、農用地区域からの除外申し出が必要になります。鴻巣市では、1月と7月の年2回のそれぞれ1ヵ月間に除外申し出を受けつけており、毎年、農業委員会定例会前に「鴻巣農業振興地域整備促進審議会」を開催し、鴻巣農業振興地域内の各区域の農業委員に出席して頂き、鴻巣農業振興地域整備計画の変更について、慎重に審議を行っています。</p> <p>それでは本案件について説明します。</p> <p>事案番号1 (事業計画者) (売主)</p> <p>事業計画者は埼玉県企業局であり、産業団地の整備事業となります。既存の〇〇地区の工業地域に隣接しており、市街化区域への編入を計画しています。周辺農地への影響についてですが、計画区域内の用水路については、現在の水量を確保し、北側に切廻す計画となっています。また、計画区域に降った雨は、調整池で貯留し、隣接する大幹線排水路の水位を見ながら放流する計画です。汚水については、公共下水道に接続する計画です。現在、関係する土地改良区と協議しながら事業を進めています。産業団地の計画区域は、既存の工業地域や国道17号熊谷バイパスなどに囲まれた集団農地の縁辺部であり、計画区域の外周部には幅員15mの高木植栽を含めた緩衝緑地帯を配置し、地区計画によって建築物の高さなどを規制します。このため、周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。</p> <p>事案番号2 (事業計画者) (貸主)</p> <p>事業計画者は、幼稚園等を市内で運営する法人です。職員や父兄用の駐車場の需要が増えていることから、既存駐車場が手狭になったため駐車場用地を探していたところ本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。申請地には駐車場を設置するということですが、隣接に農地ありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障</p>

	<p>の生じるおそれはありません。</p> <p>事案番号3 (事業計画者) (貸主) 事業計画者は、現在市外の借家に家族で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、事業計画者である〇〇〇〇の父の所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。隣接農地との境界には土盛りをします。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。</p> <p>事案番号4 (事業計画者) (貸主) 事業計画者は〇〇地区の農業者です。〇〇区域を中心とした農業経営規模拡大に伴い、農業用倉庫等の建築を計画したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。農業用施設の設置ということで、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれはありません。</p> <p>【議長】 以上のことから先の審議会においては、全員一致で承認を受けております。ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。意見のある方は挙手願います。</p> <p>【酒巻貞夫 農業委員】 産業団地は、縦割り行政を廃止して、全庁を挙げて企画・立案等に取り組んでいくべきと考えるが、農政課、農業委員会としてどのように考えているか。</p> <p>【事務局】 産業団地プロジェクトは市の上位計画に基づいて庁内調整会議により総合的に判断して事業を進めているものであり、それぞれの課が関わった上で実施しております。計画全体の骨子の部分につきましては、農政課、農業委員会として関わっておりませんが、その中の一つの役割として、農政課につきましては農振除外申請についての事務について、農業委員会につきましては除外について意見をするという立場で関わっております。</p>
--	---

【矢部英利 推進委員】	〇〇さんの自己用住宅ですが第1種農地は原則不許可ですが、他に土地はなかったのか。
【酒巻貞夫 農業委員】	農業をやる確約書はとらないのか。
【事務局】	第1種農地ではありますが、例外規定に「地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設」という項目があります。また、事前に申請地の他に適正な土地がなかったかは協議済みです。次に、農業をやる確約書についてですが、特に確約書の提出は求めています。
【金子善行 推進委員】	除外の目的の利用ができなくなった場合、地目はどうなるのか。
【事務局】	農用地から除外し転用許可後に目的どおり利用した後に、諸事情により、目的どおりの利用ができなくなったとしても、地目は変わりません。
【議長】	ありがとうございます、採決を行います。議案第35号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	全員と認めます。全員賛成ですので、議案第35号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し意見を送付いたします。
	(〇〇〇〇推進委員・〇〇〇〇〇推進委員の入室)
	続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。
	令和2年8月12日～令和2年9月10日受付分
	農地法第3条第1項第13号の規定による届出
	所有権移転 1件 1筆 3,594㎡
	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
	2件 3筆 435㎡

	<p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table border="0"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>11件 22筆</td> <td>5,010.69㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>14件 26筆</td> <td>9,039.69㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員及び推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。</p> <p>まず、農業委員の方から何かありますか。</p> <p>【一同】 (特になし)</p> <p>【議長】 最後に事務局から何かありますか。</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度農地パトロール（利用状況調査）の実施について ・農業経営及び農地利用状況に関する調査について ・広報かがやき10月号にて農業委員・推進委員候補者を募集することについて（10月の農業委員会にて記入の仕方等を説明） <p>【会長代理】 これをもちまして、令和2年第9回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和2年10月26日（月）午後2時より、場所は川里農業研修センター会議室にて開催します。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時43分</p>	所有権の移転	11件 22筆	5,010.69㎡	合計届出件数	14件 26筆	9,039.69㎡
所有権の移転	11件 22筆	5,010.69㎡					
合計届出件数	14件 26筆	9,039.69㎡					